

5 献血推進本部設置要綱

1. 目的

血液製剤による変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の伝播防止のための献血制限において、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来さないよう、関係部局の協力の下、献血の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図る。

2. 構成

本部長 厚生労働大臣

副本部長 本部長が指名する副大臣
本部長が指名する政務官

本部長 事務次官
厚生労働審議官
官房長
総括審議官
技術総括審議官
医政局長
健康局長
医薬食品局長
労働基準局長
職業能力開発局長
その他本部長が指名する者

3. 庶務

本部の庶務は、医薬食品局血液対策課において処理する。

4. 補足

本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

5. 設置日

平成17年4月1日（金）

6 献血推進方策について

以下の方策について、日本赤十字社と協力して実施する。

1 献血確保方策

(1) 献血者の確保の対象の重点化の呼びかけ

- ① 高校生等若年層を中心とした初回献血者
- ② 企業・官庁等の集団献血
- ③ 複数回献血者

(2) 献血の呼びかけ等の方策

- ① 大臣及び著名人等による街頭での献血の呼び掛け
- ② 各種広報活動の推進（政府公報、テレビスポット等の強化）
- ③ 学校等での献血についての文部科学省への協力要請
- ④ 都道府県等への協力要請
 - ・ 都道府県等献血担当者会議の開催
 - ・ 都道府県の行動計画の策定
- ⑤ 厚生労働省内及び中央官庁における献血推進
- ⑥ 都道府県・市町村の職員への献血の推進の協力要請
- ⑦ 経済関係団体への企業献血の協力要請

2 献血の実施体制の整備

- ① 献血時の問診医等献血スタッフの確保の要請
- ② 献血会場の確保

3 適正使用の推進

- ① 学会・医療職能団体への適正使用の協力要請（適正使用に係る各種指針等の周知徹底）
- ② 都道府県ごとの輸血療法合同委員会の設置・開催及び実態調査の実施
- ③ 医療監視等を通じた適正使用に係る各種指針等の活用の推進

4 血液製剤の供給状況の把握と対応

- ① 全国の在庫水準の状況の迅速な把握と情報提供
- ② 在庫の危険水準の設定と不足地域に対する融通等の対応方針

(別紙)

安全安心な血液製剤の確保のための総合対策（骨子）

英国及びフランス滞在者に対する新たな献血制限に係る当面の措置の方針は、血液製剤の安全性確保において現在とりうる最大限に厳格な措置であるが、一方で、減少傾向にある献血者の確保において、この措置が血液製剤の安定供給に影響を及ぼす可能性があることから、安定供給のための対策を講ずるものである。

そこで、昨年7月にとりまとめられた「輸血医療の安全性確保のための総合対策」を中心とした各種取組を vCJD 対策の観点からも強力に推進する。

1 健康な献血者の確保

(1) 若年層を中心とした献血者の確保

近年の10～20代の献血者の減少は深刻で、平成10年頃までは全体の45%程度を占めていたが、平成12年から10%近く減少する年もあり、平成15年は全体の35%まで落ち込んでいる。

- ①効果的なPR活動を実施
- ②高校生献血の推進
- ③交通費の償還の推進（キャラクターグッズの配布含む）
- ④ボランティア休暇の推進
- ⑤幼・小児期からの献血教育を推進

(2) 献血者の効率的な確保

①集団献血の推進

他省庁、都道府県、経済団体等の協力のもと、公共の事業所、会社等を中心とした集団献血の推進

②複数回献血者の確保

複数回献血者のクラブを設立し、登録者への献血依頼等の積極的実施

③都道府県、市町村における献血推進協議会の設立・開催と周知・徹底

④検診医の確保

2 医療現場における適正使用等の推進

(1) 適正使用に係る各種指針、平均的使用量の活用

①関係団体を介した指導の徹底（講習会の開催を含む）

地方自治体、日本輸血学会等の協力のもと関係団体に働き掛ける。

②都道府県ごとの輸血療法合同委員会の設置・開催及び実態調査の実施

③医療監視等での活用の徹底

④地域における適正使用の推進策を調査

地域における先進事例等を調査し、関係機関へ広く周知

⑤卒前・卒後教育における適正使用の推進

⑥受血者同意の際の情報提供の推進（適正使用解説書の配布等）

(2) 先進的な取組やマネジメントガイドライン（仮称）等を活用したモデル事業の推進

(3) 輸血療法委員会の設置及び活用の推進

3 血液製剤における異常プリオンの検出、除去・不活化の推進

(1) 血液製剤における異常プリオンの検出法に関する研究の推進

(2) 輸血用血液製剤の保存前白血球除去の推進

(3) 血漿分画製剤における異常プリオン不活化・除去の推進

4 採血基準の拡大等に係る検討の推進

(1) 採血基準の拡大に関する検討

(2) 血液製剤の保管期間延長に関する検討

上記項目については、今後、血液事業部会等において検討し、取組状況については、同部会等で適宜評価をいただくこととする。

平成 17 年 4 月 8 日（金）

（照会先）

厚生労働省医薬食品局血液対策課

課長補佐 稲岡（内 2902）

03-3595-2395（直通）

「厚生労働大臣緊急アピール」について

本日、厚生労働大臣より、献血推進に関する「緊急アピール」が出されましたので、お知らせします。

なお、厚生労働省では、日本赤十字社や関係機関と連携しながら、国民への献血の呼びかけを強化することとしております。

厚生労働大臣緊急アピール

今般、我が国で初めて変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の患者が発生し、過去に英国等への滞在歴があったことから、輸血等に使用する血液製剤の安全性に万全を期すため、当面暫定的に、過去に英国に滞在したことがある方の献血をご遠慮いただくこととしました。

年々献血者が減少している中で、今回英国滞在者への献血制限を行うことにより、献血者が更に減少し、このままでは血液が足りず、国民の命を救うことができないという危機的な状況となることが予想されています。

しかし、「血液」は、わたしたちにとってなくてはならないものであり、事故や手術などで血液を必要とする方への供給が滞ることは、絶対にあってはなりません。

「一人でも多くの方々が献血に参加するようお願いします。」

献血、これは、思い立ったらすぐにできるすばらしいことです。みんなで声を掛け合いましょう。一人ひとりのやさしい気持ちが集まって、血液を必要としている人の笑顔に出会えるように。

私は、国民の方々の命を守るため、先頭に立って、献血の推進と血液の適正使用に全力で取り組みます。多くの皆様のご協力、ご支援を心からお願いいたします。

平成17年4月8日

厚生労働大臣

尾辻 秀久

献血推進本部における呼びかけの状況について

1 献血の呼びかけの方策に関する主なスケジュール

- (1) 厚生労働大臣による閣議での呼びかけ（4月8日）
- (2) 厚生労働大臣による街頭での献血の呼びかけ（4月9日）
- (3) 都道府県等献血推進担当課長会議（4月11日）
 - ① 都道府県等への協力要請
 - ② 都道府県の行動計画の策定
- (4) 全国血液センター所長会議（4月14日）

※ 日本赤十字社は4月1日に献血推進本部を設置。
- (5) その他関係部局、関係省庁、団体等と調整中の事項
 - ① 著名人等による街頭での献血の呼び掛け（5月目途）
 - ② 各種広報活動推進（政府公報、新聞広告・テレビ等）（5月目途）

2 若年者・集団献血

- (1) 厚生労働省内の献血推進（4月18日、19日）
- (2) その他関係部局、関係省庁、団体等と調整中の事項
 - ① 学校等での献血についての文部科学省への協力要請
 - ② 中央官庁における献血推進
 - ③ 都道府県・市町村の職員への献血の推進の協力要請
 - ④ 経済関係団体への企業献血の協力要請

3 実施体制（関係局、関係省庁と調整中）

- (1) 問診医等献血スタッフの確保の要請
- (2) 献血会場の確保

4 適正使用の推進（調整中）

学会・医療職能団体等への適正使用の協力要請（適正使用に係る各種指針等の周知徹底、学会等における普及活動）

5 供給状況の把握（日本赤十字と調整中）

在庫の危険水準設定と危険情報の提供方法、不足地域に対する融通等の対応方針